

# 松山市人権教育推進協議会会則

## 第1章 総則

(名称及び事務局)

**第1条** この会は、松山市人権教育推進協議会といい、事務局を松山市役所市民部人権啓発課内に置く。

(目的)

**第2条** この会は、松山市の指導のもと、関係機関・団体や企業等の連携を図り、松山市人権啓発施策に関する基本方針に基づく人権教育・啓発活動の推進並びに人権問題の解決に資することを目的とする。

(組織)

**第3条** この会は、前条の目的に賛同し、人権教育・啓発活動を推進する関係機関・団体や企業等をもって組織する。

- 2 この会への加盟は、別に定める加盟要領に基づき、理事会の承認を受けたのち、会長が決定する。
- 3 この会からの脱退は、加盟した関係機関・団体や企業等の申し出をもって会長が承認する。
- 4 会長は、加盟した関係機関・団体や企業等が加盟要領の規定に該当しなくなつたと認めるとき、その他適当でないと認めるときは、理事会の承認を受けたのち、その加盟を取り消すことができる。

## 第2章 事業

(事業)

**第4条** この会は、第2条の目的を達成するため、人権教育・啓発に関する次の事業を行う。

- (1) 講演会・研究会・学習会の開催並びに研修事業及び支援事業
- (2) 調査、研究及び教育資料の収集・配布
- (3) 関係機関・団体等相互の連絡調整
- (4) その他必要と認める事項

## 第3章 役員等

(役員)

**第5条** この会には、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 6名以内
- (3) 代表理事 10名以内
- (4) 理 事 40名以内
- (5) 監 事 2名
- (6) 推進部会長 各1名
- (7) 推進部副会長 若干名
- (8) 専門委員長 各1名
- (9) 専門委員会副委員長 若干名

(顧問)

**第6条** 前条に定めるもののほか、この会に顧問を置くことができるものとし、執行部会で選考し、理事会の承認を受けたのち、会長が委嘱する。

2 顧問は、会長の要請に応じ、この会の各機関に出席し、意見を述べることができる。

(役員任期)

**第7条** 役員任期は、2年とする。ただし、再任することができる。

2 補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員任務)

**第8条** 役員任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、この会を代表し、会務を総轄する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 代表理事は、この会の運営について協議する。
- (4) 理事は、この会の運営について審議する。
- (5) 推進部会長並びに専門委員長は、所轄の推進部あるいは専門委員会を総轄する。
- (6) 推進部会副部会長並びに専門委員会副委員長は、部会長あるいは委員長を補佐し、部会長あるいは委員長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (7) 監事は、この会の経理を監査する。
- (8) 顧問は、この会の重要事項について、会長の諮問に応える。

(役員選出)

**第9条** 役員選出は、次の方法による。

- (1) 会長、副会長及び監事は、理事会で選考し、総会で承認を受けて決定する。
  - (2) 代表理事は、各推進部会の部会長及び会長が任命する者とし、総会で承認を受けて決定する。
  - (3) 理事は、各推進部会の副部会長とし、総会で承認を受けて決定する。
  - (4) 各推進部会の正副部会長及び各専門委員会の正副委員長は、各推進部会員及び各専門委員会委員が互選する。
- 2 前項の規定にかかわらず、任期途中で役員に欠員を生じた場合は、執行部会において後任者を審議決定するものとし、直近の理事会及び定期総会に報告するものとする。

(職員)

**第10条** この会の事務局に事務局長その他の職員を置く。

2 事務局長、事務局次長及び事務局職員は、理事会の承認を得て、会長が任命する。

## 第4章 機関

(機関)

**第11条** この会の機関は、次のとおりとし、会長が必要に応じてこれらを招集する。

- (1) 定期総会
- (2) 執行部会
- (3) 理事会
- (4) 推進部会
- (5) 専門委員会

(定期総会)

**第12条** 定期総会は、この会の最高決議機関であり、この会を構成する関係機関・団体や企業等の代議員をもって構成する。

**第13条** 定期総会は、年1回開催するものとし、次の事項について審議決定する。

- (1) 予算及び決算
- (2) 事業方針
- (3) 役員改選
- (4) 会則の制定改廃
- (5) その他重要事項

2 会議の議事は、出席者の過半数をもって決するものとする。

(執行部会)

**第14条** 執行部会は、会長及び副会長、代表理事をもって構成し、この会の運営に関して協議する。

2 執行部会は、緊急事項について審議決定することができる。ただし、決定事項については、理事会へ報告しなければならない。

(理事会)

**第15条** 理事会は、会長、副会長、代表理事及び理事をもって構成し、次の事項を審議する。

- (1) 予算及び決算
- (2) 事業方針
- (3) 役員改選
- (4) 会則の制定改廃
- (5) その他この会の運営に関すること

(推進部会)

**第16条** この会に次の推進部会を置き、各推進部会員は、構成関係機関・団体や企業等から推薦された者とする。

- (1) 学校教育部会
- (2) 社会教育部会
- (3) 企業・産業部会
- (4) 福祉部会
- (5) 活動部会

2 推進部会は、構成団体の活動分野に関し、協議・実践するものとする。

(専門委員会)

**第17条** この会に次の専門委員会を置く。

- (1) 同和問題委員会
- (2) 子ども人権委員会
- (3) 女性人権委員会
- (4) 高齢者・障がい者人権委員会
- (5) 課題別人権委員会

2 専門委員会は、所管の課題に関し、調査・研究・協議・実践するものとする。

(作業委員会)

**第18条** この会に作業委員会を置くことができる。

2 会長は、必要に応じて、執行部会の承認を受けたのち、作業委員会を構成することができる。

## 第5章 経理

(経費)

**第19条** この会の経費は、市委託料、寄付金その他の収入をもって充てる。

(経理)

**第20条** この会の経理は、予算に基づいて行われ、決算は、会計監査を受け、定期総会で承認されなければならない。

(会計年度)

**第21条** この会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

## 第6章 雑則

(委任)

**第22条** この会の運営に関し必要な事項については、別に定める。

## 付 則

この会則は、昭和50年12月11日から施行する。

- |     |       |       |      |
|-----|-------|-------|------|
| 1.  | 昭和62年 | 5月18日 | 一部改正 |
| 2.  | 平成元年  | 5月18日 | 一部改正 |
| 3.  | 平成3年  | 6月3日  | 一部改正 |
| 4.  | 平成4年  | 5月18日 | 一部改正 |
| 5.  | 平成5年  | 5月18日 | 一部改正 |
| 6.  | 平成6年  | 5月24日 | 一部改正 |
| 7.  | 平成7年  | 5月23日 | 一部改正 |
| 8.  | 平成9年  | 6月5日  | 一部改正 |
| 9.  | 平成10年 | 5月20日 | 一部改正 |
| 10. | 平成12年 | 5月22日 | 一部改正 |
| 11. | 平成13年 | 5月25日 | 一部改正 |
| 12. | 平成14年 | 6月4日  | 一部改正 |
| 13. | 平成15年 | 5月23日 | 一部改正 |
| 14. | 平成16年 | 5月28日 | 一部改正 |
| 15. | 平成17年 | 5月27日 | 一部改正 |
| 16. | 平成18年 | 5月26日 | 一部改正 |
| 17. | 平成23年 | 5月27日 | 一部改正 |
| 18. | 平成25年 | 5月29日 | 一部改正 |
| 19. | 平成28年 | 5月27日 | 一部改正 |